

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和4年11月8日（火） 第9447号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	貸付金の元利償還金の収納事務の委託（545）（教育委員会事務局人権教育課）・・・2
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 （東部農林事務所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・2
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

告 示

鳥取県告示第545号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

ニッテレ債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県進学奨励資金（奨学生決定番号4100215）及び鳥取県育英奨学資金（奨学生決定番号420063、423002、425184、428083、428170、4151353、4171325、4181118、4201680、4211146、4221079、4221350、4221352、4221527、4231306、4231333、4231353、4231572、4251015、4251384、4251431、4251435、4261193、4271358、4271491、4281006、4291228、4291240、4291293、4291307、4291314、4291358）

3 委託した期間

令和4年10月13日から令和5年2月28日まで

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月8日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

1 所在が不明な者が所有する保安林の所在場所

鳥取市気高町奥沢見字水尻1003

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について

3 通知の要旨

1に掲げる土地について、令和4年10月21日付鳥取県告示第519号（保安林の指定施業要件の変更について）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。

4 通知の掲示場所 鳥取市役所

5 通知の保管場所 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和4年11月8日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。（定員15人）

- （1）法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- （2）許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者

経験者講習	令和4年12月16日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
-------	--------------------------------------	--------------------------	------------------------------

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和4年11月8日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和4年12月5日 午後1時から午後4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	5人
令和4年12月19日 午後1時から午後4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和4年12月6日 午前10時から午後2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
令和4年12月13日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和4年12月20日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。